

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年10月6日現在

～2023年11月8日

2023年11月9日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年 5月10日

目次

第1章～第13章 （略）

別記

1～13の2 （略）

13の3 [仮想化制御装置の販売等](#)

13の4～19 （略）

料金表

通則 （略）

第1表～第2表 （略）

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第5 （略）

第6 [仮想化制御装置の販売価格](#)

第7～第11 （略）

料金表別表 （略）

第1章～第13章 （略）

別記

1～13の2 （略）

13の3 [仮想化制御装置の販売等](#)

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年 5月10日

目次

第1章～第13章 （略）

別記

1～13の2 （略）

13の3 [削除](#)

13の4～19 （略）

料金表

通則 （略）

第1表～第2表 （略）

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第5 （略）

第6 [削除](#)

第7～第11 （略）

料金表別表 （略）

第1章～第13章 （略）

別記

1～13の2 （略）

13の3 [削除](#)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年10月6日現在

～2023年11月8日

2023年11月9日～

(1) 当社は、代表契約者（料金表第1表（料金）に規定するUniversal One Virtual機能を利用する者に限ります。）から請求があったときは、そのUniversal Oneサービスに係る契約者回線等に接続可能な仮想化制御装置（備品等を含みます。以下この別記13の3並びに料金表第1表及び第3表（附帯サービスに関する料金）において同じとします。）を販売します。この場合、代表契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。

(2) 代表契約者は、当社が販売する仮想化制御装置を海外に輸出し、持ち出し又は日本国内において非居住者に提供する場合には、関連法規を遵守し、経済産業大臣の輸出許可の取得等の適正な手続きをとるものとします。

(3) 代表契約者は、次に掲げる事項について保証するものとします。

ア 代表契約者が、関連法規により仮想化制御装置に係る技術の提供を禁止されている者又は経済産業省の定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないこと

イ 仮想化制御装置を核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用に供しないこと

ウ 仮想化制御装置をアに規定する者に輸出し又は提供しないこと

(4) (1)から(3)までに規定するほか、仮想化制御装置の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第43条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱います。

13の4～19 （略）

料金表

通則 （略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

1 適用 （略）

2 料金額

2-1 （略）

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-1～2-2-1-8 （略）

2-2-1-9 Universal One Virtual機能

(1) 当社は、代表契約者（料金表第1表（料金）に規定するUniversal One Virtual機能を利用する者に限ります。）から請求があったときは、そのUniversal Oneサービスに係る契約者回線等に接続可能な仮想化制御装置（備品等を含みます。以下この別記13の3並びに料金表第1表及び第3表（附帯サービスに関する料金）において同じとします。）を販売します。この場合、代表契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。

(2) 代表契約者は、当社が販売する仮想化制御装置を海外に輸出し、持ち出し又は日本国内において非居住者に提供する場合には、関連法規を遵守し、経済産業大臣の輸出許可の取得等の適正な手続きをとるものとします。

(3) 代表契約者は、次に掲げる事項について保証するものとします。

ア 代表契約者が、関連法規により仮想化制御装置に係る技術の提供を禁止されている者又は経済産業省の定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないこと

イ 仮想化制御装置を核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用に供しないこと

ウ 仮想化制御装置をアに規定する者に輸出し又は提供しないこと

(4) (1)から(3)までに規定するほか、仮想化制御装置の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第43条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱います。

13の4～19 （略）

料金表

通則 （略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

1 適用 （略）

2 料金額

2-1 （略）

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-1～2-2-1-8 （略）

2-2-1-9 Universal One Virtual機能

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年10月6日現在

～2023年11月8日

2023年11月9日～

月額

区 分		単 位	料金額
仮想閉域網を構築できる機能	仮想サーバに係るもの	vCore(i)	1台ごとに 1,000円 (1,100円)
		vCore(s)	1台ごとに —
		vCore(h)	1台ごとに 11,000円 (12,100円)
仮想クライアントに係るもの	アプリ型	1のIDごとに	250円 (275円)
	アダプタ型	1のIDごとに	1,500円 (1,650円)

備考

- 1～3 (略)
- 4 代表契約者（仮想サーバ [\(vCore\(s\)又はvCore\(h\)\)](#)に限ります。以下備考4 [において同じとします。](#)）に係る者に限ります。）は、VPNグループと仮想サーバの接続にあたり、当社のSmart Data Platformサービス利用規約に定めるFlexible InterConnectを利用するものとします。
この場合において、代表契約者は、この機能の提供を開始した後であっても、Flexible InterConnectの利用を開始するまでは、この機能とVPNグループとの間で通信ができないことについてあらかじめ同意するものとします。
- 5 (略)
- 6 [代表契約者は、その仮想サーバに係る区分のうち、vCore\(s\)とvCore\(h\)の相互間に限り変更を請求することができます。](#)
- 7 当社は、仮想クライアントに係る付加機能利用料は、その仮想サーバに係るIDの数（その料金月で最大のものとします。）に基づいて算出します。この場合において、当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当する場合を除いて、その付加機能利用料を日割しません。

月額

区 分		単 位	料金額
仮想閉域網を構築できる機能	仮想サーバに係るもの	(略)	(略)
		(略)	(略)
	仮想クライアントに係るもの	(略)	(略)

備考

- 1～3 (略)
- 4 代表契約者（仮想サーバに係る者に限ります。）は、VPNグループと仮想サーバの接続にあたり、当社のSmart Data Platformサービス利用規約に定めるFlexible InterConnectを利用するものとします。
この場合において、代表契約者は、この機能の提供を開始した後であっても、Flexible InterConnectの利用を開始するまでは、この機能とVPNグループとの間で通信ができないことについてあらかじめ同意するものとします。
- 5 (略)
- 6 (略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年10月6日現在

～2023年11月8日

2023年11月9日～

8 当社は、備考7のIDの数の算出にあたり、当社の機器の故障等により正しくIDの数が把握できなかった期間については、その期間のIDの数を0として取り扱います。

9 当社は、仮想サーバの提供を開始した日が属する料金月（その料金月にその仮想サーバを廃止した場合を除きます。）及び仮想サーバを廃止した日がその料金月の初日の場合におけるその料金月は、その仮想サーバに係る仮想クライアントについて付加機能利用料を適用しません。

10 当社は、仮想クライアント（アプリ型に係るものに限り、以下備考10において同じとします。）に対し、機体認証機能（その仮想クライアントに係る端末設備等によりIDを認証する機能をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合において、機体認証機能に係る付加機能利用料は次表のとおりとし、その他の条件は仮想クライアントに準ずるものとします。

月額

(略)

11 当社は、仮想サーバ（vCore(s)又はvCore(h)に限り、以下備考11において同じとします。）に係る仮想クライアント及び機体認証機能の付加機能利用料を準定額制とし、1の仮想サーバに係る仮想クライアント及び機体認証機能の付加機能利用料を合算した額が9,000円（9,900円）以下となるとき（備考9の規定による場合を除きます。）は、仮想クライアント及び機体認証機能の付加機能利用料を適用せず、準定額利用料として9,000円（9,900円）を適用します。

12 当社は、この機能に係る料金の計算にあたって、協定世界時を用いて計算します。

13 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

14 この機能（アプリ型に係るものに限り、以下備考11において同じとします。）による通信を行う者は、当社が指定するクライアントソフトウェアを端末設備にインストールして使用するものとします。

7 当社は、備考6のIDの数の算出にあたり、当社の機器の故障等により正しくIDの数が把握できなかった期間については、その期間のIDの数を0として取り扱います。

8 (略)

9 当社は、仮想クライアントに対し、機体認証機能（その仮想クライアントに係る端末設備等によりIDを認証する機能をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合において、機体認証機能に係る付加機能利用料は次表のとおりとし、その他の条件は仮想クライアントに準ずるものとします。

月額

(略)

10 当社は、仮想サーバに係る仮想クライアント及び機体認証機能の付加機能利用料を準定額制とし、1の仮想サーバに係る仮想クライアント及び機体認証機能の付加機能利用料を合算した額が9,000円（9,900円）以下となるとき（備考8の規定による場合を除きます。）は、仮想クライアント及び機体認証機能の付加機能利用料を適用せず、準定額利用料として9,000円（9,900円）を適用します。

11 (略)

12 (略)

13 この機能による通信を行う者は、当社が指定するクライアントソフトウェアを端末設備にインストールして使用するものとします。

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年10月6日現在

～2023年11月8日

2023年11月9日～

15 当社は、備考14に規定するクライアントソフトウェアの動作等の完全性を保証するものではなく、その利用によって、Universal One契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

16 この機能（アダプタ型に係るものに限り。）による通信を行う者は、仮想化制御装置を使用するものとします。

17 当社は、仮想化制御装置に係る責任については、この約款に定めるもの限り負うものとし、その利用によってUniversal One契約者に発生したその他の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

18 この機能は、NTT Communications (Thailand) Co., Ltd.またはNTT Europe Ltd.と連帯して提供します。

2-2-1-10 (略)

2-2-2 (略)

2-3~2-5 (略)

第2 (略)

第2類 (略)

第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第5 (略)

第6 仮想化制御装置の販売価格

1 適用

当社は、仮想化制御装置の販売額を適用するにあたって、次表のとおり仮想化制御装置の種類を定めます。

種類	内容
<u>I型</u>	<u>センドバック保守の期間を1年間とするもの</u>
<u>II型</u>	<u>センドバック保守の期間を3年間とするもの</u>
<u>III型</u>	<u>センドバック保守の期間を5年間とするもの</u>

14 当社は、備考13に規定するクライアントソフトウェアの動作等の完全性を保証するものではなく、その利用によって、Universal One契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

15 (略)

2-2-1-10 (略)

2-2-2 (略)

2-3~2-5 (略)

第2 (略)

第2類 (略)

第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第5 (略)

第6 削除

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年10月6日現在

～2023年11月8日

2023年11月9日～

2 販売価格

種類	販売価格	
I型	日本国内へ配送する場合	15,000円 (16,500円)
II型	日本国内へ配送する場合	17,000円 (18,700円)
III型	日本国内へ配送する場合	18,500円 (20,350円)

第7～第11 (略)
料金表別表 (略)

第7～第11 (略)
料金表別表 (略)

[附 則 \(令和5年10月2日 C N S 1 第000400003045-01号\)](#)
([実施期日](#))

[1 この改正規定は、令和5年11月9日から実施します。](#)

([経過措置](#))

[2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。](#)

[3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。](#)